

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

保育所や地域型保育事業（小規模・事業所内等）を利用される方はご確認ください。

No.4

## 1 保育所を利用する子どもたち



### 【対象者・保育料】



- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。  
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ、保育料が無償化されます。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食・副食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

## 2 地域型保育（小規模・事業所内等）を利用する子どもたち



### 【対象者・保育料】



- ◆ 保育料の無償化については、上記 ① と同じです。
- ◆ 主食費・副食費については、これまでどおり保護者の実費負担はありません。



既に園を利用されている方についての手続きは不要です。

《問い合わせ先》

宮崎市役所 福祉部 子ども未来局 保育幼稚園課（電話：0985-21-1774）